

重要事項説明書

居宅介護支援

利用者：_____様

事業者：まちの相談室桜の里居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。

1 サービス提供を実施する事業所の概要

(1)事業所の所在地等

事業所名	まちの相談室桜の里居宅介護支援事業所		
介護保険事業所番号	3471509004		
事業所所在地	広島県福山市郷分町 1554 番地		
電話番号	084-999-8002	FAX番号	084-999-8003
通常の事業実施地域	福山市		

(2)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日及び祝日(8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30

(3)職員体制

管理者1名、介護支援専門員 3 名(常勤兼務1名、常勤2名)

(4)サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

(5)サービス利用料及び利用者負担

居宅介護支援については、利用者の負担はありません。但し保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、次の利用料をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

利用者	要介護1・2	要介護3～5
基本利用料	10,860 円	14,110 円

・加算料金

初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為、特に手間を要する。初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）
3,000 円	
入院時情報連携加算Ⅰ	入院当日中に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
2,500 円	
入院時情報連携加算Ⅱ	入院後 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
2,000 円	
退院・退所加算	退院後又は退所に当って、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合。カンファレンス参加の有無と連携回数により算定する。
4,500 円 6,000 円	
7,500 円 9,000 円	
緊急時・退所加算 カンファレンス加算	病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
2,000 円	
通院時情報連携加算	通院時に介護支援専門員が同席し情報提供を行ない、医師・歯科医師から利用者に対する必要な情報提供を受けた上で記録した場合。
500 円	
ターミナルケア マネジメント加算	24時間連絡がとれる体制を確保しかつ在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者提供した場合。
4,000 円	
特定事業所加算1	主任介護支援専門員、介護支援専門員の職員数によって算定される。 24時間連絡がとれる体制（会社用携帯、留守電）を確保し、かつ必要に応じて利用者の相談に応じるなど。
5,190 円	
特定事業所加算2	
4,210 円	
特定事業所加算3	
3,230 円	
特定事業所加算A	
1,140 円	

2 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※利用者の状態が安定しており、家族のサポートも含めて利用者がテレビ電話等で意思疎通ができる場合には 2 月に1回の訪問となることもあります。

3 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。（公正中立性の確保）
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

4 非常災害対策・業務継続計画の策定

- (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (2) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。避難訓練実施：年 1 回以上
- (3) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

5 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

6 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	後藤 裕行
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

7 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。また利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。

8 サービス提供に関する相談、苦情

- (1) 利用者または家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

まちの相談室桜の里 居宅介護支援事業所		担当者:後藤 裕行	
所在地	広島県福山市郷分町 1554		
TEL	084-999-8002	FAX	084-999-8003
受付時間	8:30—17:30(土日、お盆、年末年始を除く)		
福山市介護保険課			
所在地	福山市東桜町3番5号		
TEL	084—928-1166	FAX	084-928-1732
受付時間	8:30—17:15(土日祝日、年末年始を除く)		
広島県福祉サービス運営適正化委員会			
所在地	広島市南区肘井本町 12-2		
TEL	082—254-3419	FAX	082—569-6161
受付時間	8:30—17:00(土日祝日を除く、年末年始を除く)		
広島県国民健康保険団体連合会			
所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館		
TEL	082—554-0783	FAX	082-511-9126
受付時間	8:30—17:15(土日祝日を除く、年末年始を除く)		

9 個人情報の保護

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情

報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 ハラスメント

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職員及び利用者間、取引業者、関係機関の職員との間において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

12 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

上記の重要事項を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

上記の内容の説明を受け、了承しました。
令和 年 月 日

事業者	名称	まちの相談室桜の里居宅介護支援事業所(指定番号 3471509004)		
	所在地	福山市郷分町1554番地		
	説明者			
利用者	住所			
	氏名			
代筆の場合 代筆者氏名	住所			
	氏名		続柄	